米国カリフォルニア州交通局の工期設定を競争対象とした総合評価落札方式について

財団法人日本建設情報総合センター　　正会員　○鈴木　信行

１．研究の背景と目的

社会資本整備事業は，国民の税金で実施されることが多い．したがって，各発注機関は納税者の負託にこたえることと，公平性を重視して契約相手を選択している．しかし，社会資本整備事業は，完成物の良否を確認する前に請負契約を結ぶ必要がある．したがって，発注機関は様々な要因，例えば情報の非対称性等に関わらず，納税者にとって最良の調達（procurement）になっているのかの説明責任を果たさなければならない．加えて様々な形態の社会資本整備事業が存在し，そのために，多様な入札契約方式が実施されている．

本稿では，米国カリフォルニア州交通局で採用している工期設定を競争対象とした総合評価落札方式について調査した結果を整理し，付帯する制度等を含めてわが国への適用可能性の基礎的な考察を目的とした．

２．調査対象と応札結果の一例

米国カリフォルニア州交通局（California Department of Transportation：以下 Caltrans という）では，工事の開札のあった週には，その応札結果をホームページ（http://www.dot.ca.gov/）に，数日内に公表している．即時性が高い．公表内容は，予定価格（Engineer’s Estimate），全ての応札社名（失格社や辞退社なども含む），全社の応札総価及び単価，予定協力業者名称等の主要な情報である．2010 年からは，全応札社の BoQ（Bills of Quantity：数量総括表に相当）も開示している．応札社が記入した単価等の数値は全て手書きであり，電子入札方式を採用していないことも判読できる．

Caltrans では，原則的に価格のみ（最低価を提示した応札社）で契約相手を決定している．Un-balanced bid と呼ばれる不適切な単価設定があったと判断できた場合は，2 番札と契約することがあるという．公開されている応札結果の中に，工期設定も競争対象としている工事案件が散見される．その一例を抜粋して**図－1** に示す．工期の長短を金額に置換し，工事費用と合算して，その総額で契約相手を決定する総合評価方式である．

図－1 において，工事費用の総額は A)に示されており，工期設定による金額は B)に表示されている．B)の算出方法は，一日の発注者側の工事監理費用に応札社が提示した工期を乗じている．そして，A)と B)の合計金額で契約相手を決定する方式である．これは，請負業者の工事費用も発注者の工事監理費用も納税者の税金であるという考えに基づいていると思われる．

図－1 は，工事費用で最低価を提示した業者は，工期を 110 日と設定したために，工期 49 日と設定した工事費用で 2 番の業者が逆転したケースである．

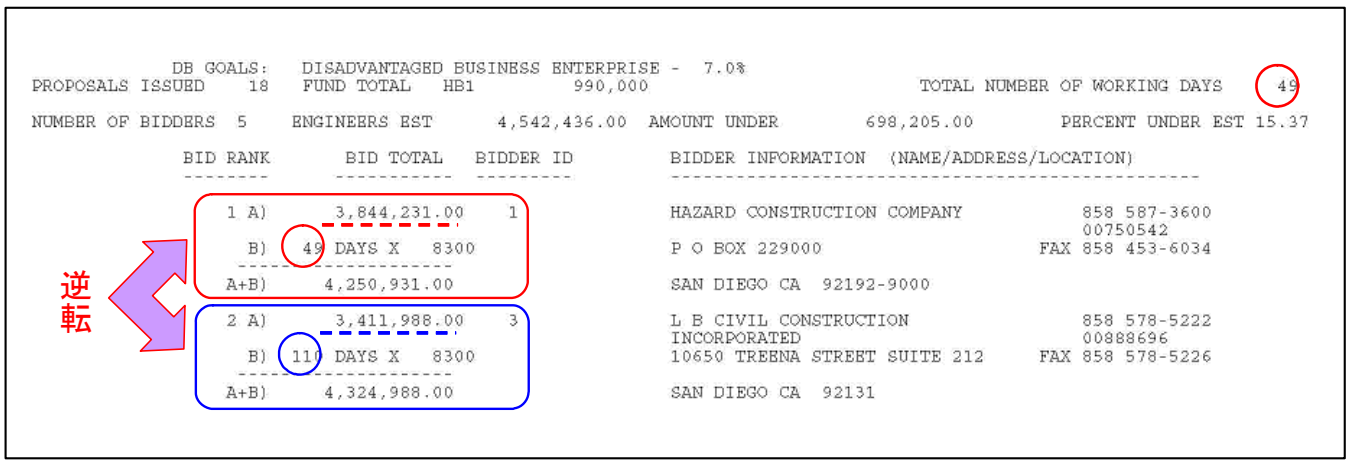

図－1 工期設定を競争対象とした入札結果

キーワード　工期設定，監理費用，総合評価落札方式

連絡先　〒107-8416　東京都港区赤坂 7-10-20　（財）日本建設情報総合センター　TEL03-3584-2401

３．工期設定を競争対象とした入札方式の適用工事案件

前述したように，Caltrans では工事費用のみの価格競争を原則としている．今回のような工期設定を競争対象としている工事案件について，開示されている入札図書を基に調査した．

図－1 に例示した工事案件は，中央分離帯の置き換え工事である．施工場所は点在し，数箇所ある．発注者の推定する工期は 49 日間であるが，最長 110 日間まで許容するという注意文が入札図書にある．すなわち，落札社は当該工事の経験があり，49 日間で施工ができると判断し，合算で 2 番になった業者は，交通切り回し等の難しさから，発注者が許容する最長の 110 日間としたと推測できる．施工業者の経験や保持する作業資源の調整，施工場所の条件等の豊富な情報を基に競争できるという自由度の高い入札契約方式である．すなわち，道路の維持修繕のように，施工業者が保有するノウハウを活かしやすい工事案件に有効といえる．

反面，本方式は工期設定等の自由度は高いが，設定した（committed）工期を過ぎると遅延保証金（Liquidated Damage）が課せられるというリスクも高くなる．

４．品質確保について

一日の工事監理費用は US$8,300（邦価約 74 万円；US$1≒¥90）と入札時点で示されている．これだけの監理費用（Administration Fee）に相当する職員を配置することが示されている．Caltrans に限らず，諸外国における施工監理はわが国のそれと大きく異なり，現場の監督員が多い．工事監理体制の一例を**図－2** に示す．

inspector や supervisor という施工品質を監督する職員を配置し，日常的に監督を実施している．小林は，“鬼のインスペクター[1)]”とも記述しており，工事の監督方法に対して，わが国の施工業者は戸惑うことが多い．

すなわち，このように施工品質を確認できる体制を構築することで，価格競争のみ，または工期設定を競争対象とした入札契約制度が機能しているといえる．

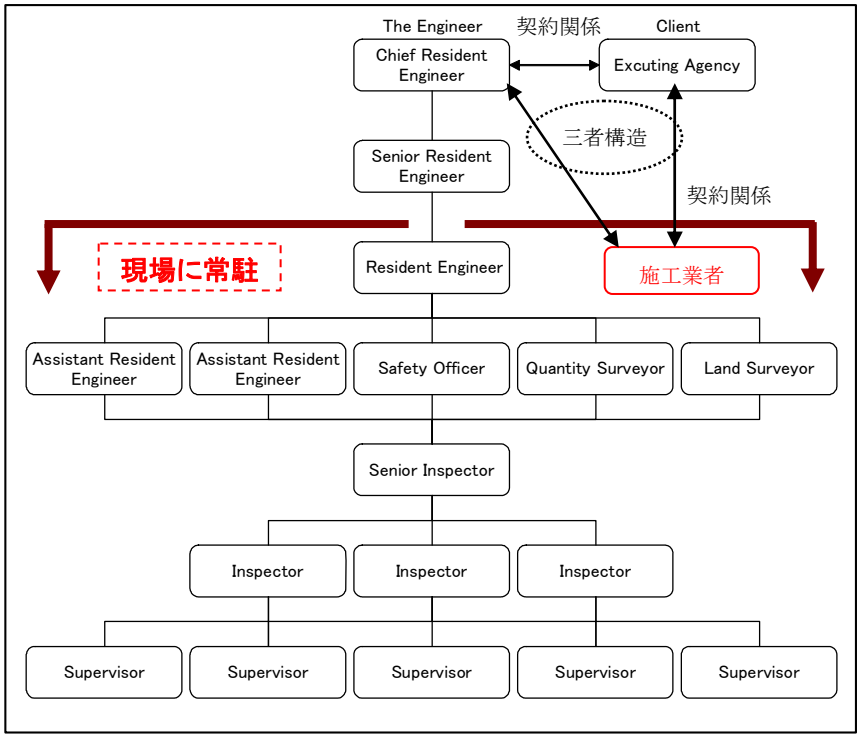

図－2 工事監理体制の一例（筆者の経験に基づき作成）

５．結論

直営時代は，発注者が施工に関するほとんどの情報を保有していたが，請負契約方式へ移行すると共に，受発注者間には情報の非対称性が拡大している．諸外国でも情報の非対称性が存在するが，諸外国の発注機関はその要因を深く追求をしない．入札契約制度を単純化することにより納税者や施工業者への説明性を確保し，監督検査で要求仕様や要求品質の確認を実施している．言い換えると，納税者が行政サービスを受ける直前を重視した制度としている．

近年，わが国建設業の国際化に向けて FIDIC 国際契約約款[2)]の適用，PPP（Public Private Partnership）の導入等，諸外国で実施されている多様な仕組みの導入試行や検討が行われている．本稿で紹介した工期設定を含めた総合評価落札方式等が機能するには，品質確保のための監督体制に依存する．新たな制度を検討する際，その仕組みが諸外国において機能している背景や付帯する制度等を含めた広い視野と知見が重要と考える．

参考文献

1)小林康昭：監督検査の来し方・行く末，建設マネジメント技術，2006 年 6 月号，pp.13

2)International Federation of Consulting Engineers，http://www.fidic.org/